

## 国民年金保険料「10年の後納制度」は9月30日まで!

■問合せ  
室蘭年金事務所  
(お客様相談室)  
☎0143-50-1004  
住民課・戸籍  
年金グループ  
☎74-3002

10年の後納制度は、過去10年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができ、仕組みです。(本来、国民年金保険料は2年を経過すると時効により納付することができません。)

この制度を利用すれば、将来の年金額を増やすことができます。

10年の後納制度は、平成27年9月30日をもって終了します。

終了後、平成27年10月1日から3年間に限り、過去5年間に納め忘れた国民年金保険



料を納付することができます。

「5年の後納制度」が始まりますが、10年の後納制度よりも納付できる期間が短く、保険料の加算額が高くなります。

なお、老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度の利用はできません。

後納制度を利用するには、申し込みが必要です。

詳しくは国民年金保険料専用ダイヤルへ0570-011-050へ近くの年金事務所へ問合わせください。

## 10月5日マイナンバー制度スタート!!

■問合せ  
住民課・戸籍  
年金グループ  
☎74-3002

10月5日以降、マイナンバーが記載された「通知カード」が住民票の住所地に簡易書留で送付されます。

やむを得ない理由により住民票の住所地で「通知カード」を受け取ることができない方は、居所情報登録申請書を住民票のある住所地の市区町村に持参または郵送してく

ださい。

申請期間は、8月24日(月)～9月25日(金)。

◆申請が必要な方

・東日本大震災による被災者で住所以外の居所に避難されている方

・DV、ストーカー行為等、児童虐待等の被害者で住所以外の居所に移動されている方

・一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に入院・入所されている方

◆提出書類

申請書 (お近くの市区町村、総務省ホームページで入手またはダウンロードできます。)

◆添付書類

・申請者の本人確認書類(運転免許証など)  
・居所に居住していることを証する書類(公共料金の領収書など)

・代理人が申請する場合は①代理人の代理権を証明する書類(委任状など)②代理人の本人確認書類(運転免許証など)

※総務省ホームページ

([http://www.soumu.go.jp/koi/imbango\\_card/](http://www.soumu.go.jp/koi/imbango_card/))

## 振り込ませない! 受取型・送付型のオレオレ詐欺に注意しよう!!

■問合せ  
産業振興課水産・商工グループ  
☎74-3005

オレオレ詐欺は最近、現金やキャッシュカードを直接被害者の自宅などにとり来る「現金受取型」や宅配便などを利用して犯人が指定した宛先に配達させる「現金型」という、「振り込ませない」振り込め詐欺の手口が急増しています。難聴等耳の遠いお年寄りをターゲットに息子、孫などの親族を装い電話をかけます。その口実は「携帯電話の番号が変わった」、「会社の携帯電話だから登録しておいて」などと言って、連絡先を犯人グループの電話に誘導します。この時、犯人は声が違うことを怪しまれないように「風邪をひいて喉の調子が悪い」などと言って、息子などの声とは異なることを不自然に思われないようにします。



そして「交通事故を起こしちゃって示談金が必要だ」「電車で会社のお金が入ったカバンを置き忘れた」「株で失敗した」などトラブルが発生したことを口実にして、「自宅まで取りに行くからお金を用意して」などと言って、せかしてお金の催促をします。ところが、「自分は行けなかつたので、同僚を行かせろ」などと言って、現金受取役のいわゆる「受け子」がお金を自宅などに取りに来たり、「自分の指定する配達先まで宅配便で現金を送ってくれ」と犯人の指定する配達先まで宅配便で送り、だまし取られています。

このような「振り込ませない」受取型・送付型のオレオレ詐欺の悪質な手口からからないよう注意しましょう!(警察庁ホームページより要点抜粋)